

労審発第 1504 号
令和 5 年 5 月 16 日

厚生労働大臣
加藤 勝信 殿

労働政策審議会
会長 清家 篤



令和 5 年 5 月 16 日付け厚生労働省発基安 0516 第 1 号をもって諮問のあった
「じん肺法施行規則等の一部を改正する省令案要綱」については、本審議会は、
下記のとおり答申する。

記

別紙「記」のとおり。

令和5年5月16日

労働政策審議会
会長 清家 篤 殿

労働政策審議会安全衛生分科会
分科会長 高田 礼子

「じん肺法施行規則等の一部を改正する省令案要綱」について

令和5年5月16日付け厚生労働省発基安 0516 第1号をもって労働政策審議会に諮問のあった標記については、本分科会は、下記のとおり報告する。

記

厚生労働省案は、妥当と認める。